

「主権回復の日」記念式典の中止・撤回を求める声明

政府は、来る4月28日、サンフランシスコ平和条約の発効から60年が経過したことを祝して、政府主催で「主権回復の日」を記念する式典を開催することを閣議決定した。

サンフランシスコ平和条約が発効した1952年4月28日は、同条約第3条によって、沖縄・奄美・小笠原が日本から切り離され、米国の施政権下に置かれることになった、県民にとって忘れることのできない「屈辱の日」である。この日を「主権回復の日」として祝うことは、県民の苦難の歴史を全く理解せず、歴史の真実を覆い隠すものであり、到底容認できるものではない。

沖縄は、去った大戦で本土防衛のための捨て石とされ、国内で唯一住民を巻き込んだ苛烈な地上戦が繰り広げられた。普天間飛行場をはじめとする米軍基地の主要部分、沖縄本島に上陸した米軍が、住民を収容所に囲い込んでいる間に、軍用地・民有地を問わず一方的に接收したことで構築されたものである。

その後、米軍は、サンフランシスコ平和条約の発効を前後して、「銃剣とブルドーザー」による強権的なやり方で住民の土地を奪い、基地を拡張した。米軍の排他的な統治の下で、強制的な土地接收によってはじめて、広大な米軍基地群の構築が可能になったのである。

安倍首相は、「小笠原、奄美、沖縄が、戦後の一定期間、我が国の施政権の外に置かれたという苦難の歴史を忘れてはならない」と述べているが、これは、決して過去の問題ではない。1972年の沖縄の本土復帰に際して、広大な米軍基地は残され、県民は、米軍による事件・事故、米軍機の墜落と爆音、原野火災、環境汚染などに苦しめられてきた。今も政府は県民の意思よりも米国の意向を優先し、危険なオスプレイの配備を押しつけ、普天間基地の県内移設を強行しようとしている。「半主権状態」が続く沖縄の現実を政府は直視すべきである。

戦後の対米従属外交の源流とも言うべき「屈辱の日」を祝うことなど、絶対に受け入れられない。現行憲法が「主権を失っている期間にできた」として、式典の開催を改憲への地ならしにすることなど、もってのほかである。天皇の政治利用が疑われることも看過できない。

以上、政府に対し、「主権回復の日」式典の開催そのものの中止・撤回を強く要請するものである。

2013年3月23日

衆議院議員 照屋寛徳

参議院議員 糸数慶子

衆議院議員 赤嶺政賢

参議院議員 山内徳信

衆議院議員 玉城デニー